



近現代日本の青年教育と徴兵制—総力戦体制の構築と限界性—

笠松, 敬太

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2020-03-25

(Date of Publication)

2022-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7633号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007633>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

近現代日本の青年教育と徴兵制—総力戦体制の構築と限界性—

氏名 : 笠松 敬太

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 奥村 弘 教授
(副) 古市 晃 教授
(副) 梶尾文武 准教授

(注) 4, 000字程度 (日本語による)。必ずページを付けること。

博士論文要旨

第一次世界大戦は、従来の戦争とは異なる「総力戦」の様相を呈するものであった。そして、第一次世界大戦以降、陸軍省は総力戦体制の構築を推し進めた。1925年4月に陸軍現役将校学校配属令が実施され、中等以上の教育機関に陸軍の現役将校が学校教練の指導員として配属されることとなった(以下、配属令と表記する)。1926年7月より青年訓練所制度が実施され、16歳から20歳までの中等教育を受けない者に対して教練等の授業が行われた。そして、青年訓練所は、1935年に実業補習学校と統合されて青年学校となり、青年学校は1939年に男子のみ義務制が実施された。

先行研究では配属令および青年訓練所について、陸軍省の総力戦構想の観点より研究が進められ、青年学校は構想の延長線上に位置付けられている。このように、陸軍省の動向に関心が集中するあまり、以下の2点について検討がなされていない。

1点目は、配属令および青年訓練所になぜ在営期間短縮の特典が付随したのかということである。両制度では教練を受けた者に対して在営期間短縮の特典を付与することが規定されていた。先行研究では、在営期間短縮について、①教練を行う代わりに在営期間を短縮する、②産業労働力の確保、③経済的負担の軽減、と説明されているが、そもそもなぜ陸軍省が在営期間短縮に着手したのかということが考察されていない。陸軍省は兵士の質を重視しており(精兵主義)、在営期間短縮はその方針に反するものであった。そのため、在営期間短縮の特典が付随したことについては、決して自明視してはならないのである。配属令および青年訓練所に在営期間短縮の特典が付随した理由について考察することを1点目の課題とする。

2点目は、陸軍省の総力戦構想の限界性について考察されていないことである。陸軍省は、全ての男子は徴兵されるか否かに関わりなく、軍事に関する知識・技能を身に付ける必要があるという「国民皆兵」の考えを持っていた。しかし、青年訓練所の就学状況は不振であり、その状況は青年学校になってからも変わらなかった。そのため、陸軍省の「国民皆兵」の理念は必ずしも達成されたとは言えないのである。先行研究では、青年訓練所および青年学校の就学状況が不振であったことは認識されているが、不振だった理由については考察がなされていない。就学状況について分析することによって、陸軍省の総力戦構想の限界性について考察することを2点目の課題とする。

第1章・第2章では1点目の課題について検討した。第1章では師範学校卒業生の在営

期間が一年現役兵制から短期現役兵制へと変更される過程と配属令との関連について考察した。師範学校卒業生の在営期間は1889年徴兵令改正によって師範学校に通う者は卒業後、6週間の兵役に就くこととなった（六週間現役兵制）。しかし、6週間は通常の2年あるいは3年の在営期間と比べると非常に短いものであったため、兵役負担の軽減を求めて師範学校へ通う者が現れた。そして、1918年徴兵令改正によって1年へと延長された（一年現役兵制）。しかし、師範学校生に対する給費の減額・廃止によって入学志願者は減少傾向にあり、また、師範学校卒業生の在営期間を延長すれば、師範学校の入学志願者の減少に拍車をかける恐れがあった。そのため、文部省は一年現役兵制を行うに当たり、①師範学校生に対する給費支給の再開、②小学校教員の増俸、③一年現役兵に対する俸給の8割支給、といった待遇改善策によって入学志願者の減少を阻止しようとした。③については、1924年より実施される予定だったが、1924年において加藤高明内閣は行政整理に着手していたため、③に必要な経費を捻出できなかった。つまり、一年現役兵制の実施は困難な状況にあり、在営期間短縮は不可欠だったのである。

また、配属令をめぐる交渉では、文部省は陸軍省に対して強硬な態度を取っており、師範学校卒業生の在営期間を6週間程度に短縮するよう要求していた。陸軍省は軍縮によって生じた失職将校の救済に迫られており、配属令の成立は急務だったため、文部省の要求に対して譲歩せざるを得なかった。配属令が成立するためには、在営期間短縮に関して文部省に譲歩せざるを得なかったのであった。

第2章では、青年訓練所と在営期間短縮の関係について考察した。在営期間短縮の要求は、1917年の臨時教育会議や1918年の帝国議会の審議で見られたが、陸軍省は要求には応じなかった。1925年4月に配属令が実施され、中等以上の教育機関に通う者に在営期間短縮の特典が与えられたが、これは中等以上の教育機関に通う者とそうでない者との間で兵役負担の格差を拡大するものであった。そして、陸軍省は兵役負担の格差を是正する観点より、青年訓練所を設立し、兵役上の特典を与える必要に迫られていた。1925年4月の配属令実施前後において、在営期間短縮をめぐる陸軍省の姿勢には変化が生じていたのである。また、青年訓練所をめぐる、陸軍省と文部省は授業時数の配分をめぐる議論が展開された。陸軍省は、在営期間短縮が前提となっている関係上、教練時数については譲歩の姿勢を見せなかった。そして、青年訓練所の教練時数は4年間で800時間、そのうち教練は400時間と半分を占めることになった。

以上、在営期間短縮については、①配属令の成立に不可欠な役割を果たした、②在営期

間短縮が前提となったことにより、青年訓練所は教練に比重を置く教育機関になったこと、を第1章・第2章で明らかにした。大江志乃夫氏は、配属令・青年訓練所を「国家全体を軍事化する制度」（大江志乃夫『徴兵制』岩波新書、1981年、p139）と評しているが、在営期間短縮は、「国家全体の軍事化」に不可欠な役割を果たしていたのである。

第3章・第4章では青年学校について分析をした。青年訓練所について、先行研究では陸軍省の総力戦構想の一環と評価されており、青年学校は陸軍省の構想の延長線上に位置付けられてきた。第3章では実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校へと改組される過程を検討した。青年学校の成立については、陸軍省の意向が大きく反映されたという評価が通説となっている。実業補習学校と青年訓練所の統合をめぐる、文部省と陸軍省は青年学校を職業教育主体の教育機関とするか、それとも教練主体の教育機関とすることで意見が分かれていた。しかし、学校関係者や評論家等は教練主体の教育機関とすることに反対であり、陸軍省は譲歩をしたことを明らかにした。そして、青年学校は職業教育を重視する教育機関となった。文部省と陸軍省の交渉は、先行研究で言われているような陸軍省の意向が大きく反映されたものとは言えず、むしろ陸軍省にとって不利な状況の中で行われたものだったのである。

そして、青年学校は1939年に男子のみ義務化が実施された。第4章では青年学校義務制が成立する過程を分析することで、なぜ実施後も就学状況が不振だったのかについて考察した。通常の在営期間は2年だったが、青年学校本科を修了した男子には在営期間6ヶ月短縮の特典が認められ、1年6ヶ月となった。しかし、陸軍省は日中戦争の最中、1年6ヶ月の兵役では歩兵装備の近代化には対応できないという理由により、1938年に兵役法を改正し、特典を廃止した。その一方で、軍事に関する知識・技能のない未教育補充兵が出征する事態も生じていたため、陸軍省は青年学校の就学者を増やすことにより、軍事に関する知識・技能のない者が出征する事態を防止することを考えた。さらに陸軍省は、①1年帰休を青年学校修了者に限定する、②青年学校修了者は教育召集を免除する、ことにより、青年学校の就学者数を増やそうとした。しかし、①について、日中戦争の最中に1年帰休が適用される可能性がないことは明白だったため、生徒を惹き付け得るものではなかった。②について、1938年兵役法改正によって行われるものであり、改正前後で青年学校修了者の兵役負担は実質的に変化しないことになる。陸軍省は日中戦争への対応のために、青年学校の就学者を増やすことを考えたが、そこで採られた措置は就学者を増やす目的を果たせるものではなかった。

また、従来の研究では十分に検討されてこなかった文部省や学校関係者の動向を分析した。都市青年学校では就学状況が不振に陥っており、就学該当者の把握すらできない状況にあった。そして、就学該当者が把握できないことにより、次年度の計画を立てることができないという問題を抱えていた。青年学校に通う者は何等かの職業に従事している関係上、都市青年学校ではできる限り授業時数を少なくするなど方法によって就学できるよう努めたが、効果は挙がらなかった。なぜなら、雇用主は生徒同士が雇用先の労働条件について話すことにより、雇用先に対する不満を抱くことを懸念し、就学させることに消極的だったからであった。つまり、任意就学制では就学状況の改善は困難であり、改善するためには義務化が不可欠だったのである。そして、青年学校義務制では雇用主に対して就学の義務が課されることとなった。しかし、青年学校義務制の実施後も都市青年学校では就学該当者を把握することが困難な状況は変わりなかったため、これもまた有効な手立てではなかった。陸軍省と文部省はそれぞれ青年学校の就学者数を増やすことを考えたが、どちらの方策も目的を十分に果たせるものではなかった。以上の理由により、青年学校義務制の実施後も就学状況の不振は依然として課題として残されることになった。青年学校義務制について、陸軍省の総力戦構想が実現したものとして従来の研究では捉えられてきたが、任意就学制では就学状況の改善という課題を果たせなかったため、義務化が必要とされたことを明らかにした。青年学校義務制は、陸軍省の「国民皆兵」の構想が実現したものではなく、むしろ構想が実現しなかったから必要とされた制度だったのである。

1947年に学校教育法が施行されたことに伴い、青年学校は廃止された。終章では戦後の新制中学校の成立について展望を述べた。戦前・戦時において青年学校を中等教育機関に昇格させる運動があったことから、その運動が戦後におけるアメリカの教育制度を受け入れる素地があったと赤塚康雄氏は説明している（赤塚康雄『新制中学校成立史研究』明治図書、1978年）。一方、新制中学校では就学・長期欠席といった問題が生じていた。新制中学校に通う者は、従来青年学校に通っていた者も含まれており、何等かの職業に従事しながら就学していた。第4章で述べたように、雇用主は就学させることに消極的であり、新制中学校の時も同様だったと考えられる。青年学校において就学状況の改善が十分に効果を挙げ得なかったことが、戦後の新制中学校における就学状況の不振に引き継がれたと言えるだろう。

論文審査の結果の要旨

氏 名	笠松 敬太
論文題目	近現代日本の青年教育と徴兵制—総力戦体制の構築と限界性—
要 旨	
<p>1926年から実施された青年訓練所制度（16歳から20歳までの中等教育を受けないものに対して教練等の授業を行う制度）は、1935年に実業補習学校と統合されて青年学校となり、1939年に男子のみ義務制が実施された。本論文はこれまでほとんど分析がない、この制度の形成過程を追うことで、当該期の軍事と教育制度の関連を明らかにすることをめざしたものである。</p> <p>先行研究では青年訓練所について、陸軍省の総力戦構想の観点より研究が進められ、青年学校はその構想の延長線上に位置付けられてきた。そのため、青年訓練所に在営期間短縮の特典が付随したことは当然とされてきた。しかしながら陸軍省は兵士の質を重視しており（精兵主義）、在営期間短縮はその方針に反するものである。それゆえ、在営期間短縮は独自の問題として深めることが必要である。これが1点目の課題である。</p> <p>2点目の課題は、陸軍省の総力戦構想の限界性について考察されていないことである。陸軍省は、全ての男子は徴兵されるか否かに関わりなく、軍事に関する知識・技能を身に付ける必要があるという「国民皆兵」の考えを持っていた。しかし、青年訓練所の就学状況は不振であり、その状況は青年学校になってからも変わらなかった。そのため、陸軍省の「国民皆兵」の理念は必ずしも達成されたとは言えない。そこで本論文は、就学状況を分析することから、この課題を考察する。</p> <p>第1章・第2章では1点目の課題について検討した。この課題を考える上で、第1章では師範学校卒業生の在営期間が一年現役兵制から短期現役兵制へと変更される過程と配属令との関連について考察した。師範学校卒業生の在営期間は6週間から、1918年徴兵令改正によって1年へと延長された。しかし、師範学校生に対する給費の減額・廃止によって入学志願者は減少傾向にあり、また、師範学校卒業生の在営期間を延長すれば、師範学校の入学志願者の減少に拍車をかける恐れがあった。また、配属令をめぐる交渉では、陸軍省は軍縮によって生じた失職将校の救済に迫られており、配属令の成立は急務だったため、文部省の要求に対して譲歩せざるを得なかった。配属令が成立するためには、在営期間短縮に関して文部省に譲歩せざるを得なかったと評価した。</p> <p>第2章では、青年訓練所と在営期間短縮の関係について考察した。1925年の配属令実施前後において、在営期間短縮をめぐる陸軍省の姿勢には変化が生じる。青年訓練所をめぐる、陸軍省と文部省の間で授業時数の配分について議論が展開された。陸軍省は、在営期間短縮が前提として教練時数については譲歩せず、青年訓練所の教練時数は4年間で800時間、そのうち教練は400時間と半分を占めることになった。</p> <p>第3章・第4章では青年学校について分析を行った。青年訓練所について、先行研究では陸軍省の総力戦構想の一環と評価されており、青年学校は陸軍省の構想の延長線上に位置付けられてきた。第3章では実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校へと改組される過程を検討した。青年学校の成立については、陸軍省の意向が大きく反映されたという評価が通説となっている。実業補習学校と青年訓練所の統合をめぐる、文部省と陸軍省は青年学校を職業教育主体の教育機関とするか、それとも教練主体の教育機関とするかで意見が分かれていた。しかし、学校関係者や評論家等は教練主体の教育機関とすることに反対であり、陸軍省が譲歩をしたことを明らかにした。そして、青年学校は職業教育を重視する教育機関となった。文部省と陸軍省の交渉は、先行研究で言われているような陸軍省の意向が大きく反映されたものとは言えず、むしろ陸軍省にとって不利な状況の中で行われたと評価した。</p>	
主査記載 氏名・印	奥村 弘

青年学校は1939年に男子のみ義務化が実施された。第4章では、この青年学校義務制が成立する過程を分析することで、なぜ実施後も就学状況が不振だったのかについて考察した。通常の在営期間は2年だったが、青年学校本科を修了した男子には在営期間6ヶ月短縮の特典が認められ、1年6ヶ月となった。しかし、陸軍省は日中戦争の最中、1年6ヶ月の兵役では歩兵装備の近代化には対応できないという理由により、1938年に兵役法を改正し、特典を廃止した。その一方で、軍事に関する知識・技能のない未教育補充兵が出征する事態も生じていたため、陸軍省は青年学校の就学者を増やすことにより、軍事に関する知識・技能のない者が出征する事態を防止することを考えた。さらに陸軍省は、①1年帰休を青年学校修了者に限定する、②青年学校修了者は教育召集を免除する、ことにより、青年学校の就学者数を増やそうとした。しかし、①について、日中戦争の最中に1年帰休が適用される可能性がないことは明白だったため、生徒を着き付け得るものではなかった。②については、1938年兵役法改正によって行われたもので、改正前後で青年学校修了者の兵役負担は実質的に変化しなかった。陸軍省は日中戦争への対応のために、青年学校の就学者を増やすことをめざしたが、そこで採られた措置は就学者を増やす目的を果たせなかった。

また第4章では、従来の研究では十分に検討されてこなかった文部省や学校関係者の動向も分析した。都市青年学校では就学状況が不振に陥っており、就学該当者の把握すらできない状況にあった。そして、就学該当者が把握できないことにより、次年度の計画を立てることができないという問題を抱えていた。青年学校に通う者は何等かの職業に従事している関係上、都市青年学校ではできる限り授業時数を少なくする方法によって就学できるよう努めたが、効果は挙がらなかった。雇用主は生徒同士が雇用先の労働条件について話すことにより、雇用先に対する不満を抱くことを懸念し、就学させることに消極的だったからであった。任意就学制では就学状況の改善は困難であり、改善するためには義務化が不可欠だったのである。そして、青年学校義務制では雇用主に対して就学の義務が課されることとなった。しかし、青年学校義務制の実施後も都市青年学校では就学該当者を把握することが困難な状況は変わらなかったため、これもまた有効な手立てではなかった。陸軍省と文部省はそれぞれ青年学校の就学者数を増やすことを考えたが、どちらの方策も目的を十分に果たせるものではなかった。青年学校義務制について、陸軍省の総力戦構想が実現したものとして従来の研究では捉えられてきたが、任意就学制では就学状況の改善という課題を果たせなかったため、義務化が必要とされたのである。青年学校義務制は、陸軍省の「国民皆兵」の構想が実現したのではなく、むしろ構想が実現しなかったから必要とされた制度だったとの評価を行った。

青年訓練所から青年学校への制度展開とその過程における陸軍省と文部省の関係を実証した研究はこれまでなく、当該期の教育政策と戦時体制のあり方を関連づける上で、本論文は重要な論点を提示するものとして評価しうる。

本審査委員会は、以上の点から、全員一致で、論文提出者笠松敬太が博士（文学）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	奥村 弘	副査	人間発達環境学研究所教授	船寄 俊雄
副査	教授	市澤 哲	副査	神戸女学院大学教授	河島 真
副査	教授	古市 晃			